

食品安全委員会遺伝子組換え食品等

専門調査会第32回会合議事録

1. 日時 平成17年10月19日(水) 13:50 ~ 14:16

2. 場所 委員会中会議室

3. 議事

- (1) 専門委員の紹介
- (2) 座長の選出
- (3) 専門調査会の運営について
- (4) その他

4. 出席者

(委員)

寺尾委員長代理

(専門委員)

早川座長、五十君専門委員、今井田専門委員、小関専門委員、澤田専門委員
澁谷専門委員、手島専門委員、丹生谷専門委員、日野専門委員、室伏専門委員
山川専門委員、山崎専門委員、渡邊専門委員

(事務局)

一色事務局次長、國枝評価課長、
福田評価調整官、吉富課長補佐、浦野係長

5. 配布資料

資料 1 遺伝子組換え食品等専門調査会 専門委員名簿

資料 2 専門委員職務関係資料

6. 議事内容

福田評価調整官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第32回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたします。

本調査会は、公開で行います。

10月に専門委員の改選が行われ、本日が最初の「遺伝子組換え食品等専門調査会」となりますので、座長が決定されますまでの間、私、事務局の評価課評価調整官、福田が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、初めに当委員会の委員長の寺田からごあいさつを申し上げる予定でございましたが、ただいま寺田委員長が国会で答弁中でございますので、寺尾委員長代理から一言ごあいさつを申し上げます。

寺尾委員長代理 ただいま事務局から申し上げましたように、寺田委員長は国会で「内閣委員会」というのがございまして、そちらに出席しておりますので、私が代わりにごあいさつ申し上げます。

このたび、先生方には「食品安全委員会」の専門委員の御就任をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。心からお礼申し上げます。

本日は、第32回の「遺伝子組換え食品等専門調査会」でございますけれども、これにも御出席いただきまして、心からお礼申し上げたいと思います。

先生方には、小泉内閣総理大臣から専門委員としての任命というものが行われておりまして、寺田委員長の方から「遺伝子組換え食品等専門調査会」の参加を指名させていただいております。辞令は、お手元の封筒の中に入れてありますので、後ほどお調べいただきたいと思います。

今回は、専門委員の先生方全員が再任ということでございまして、特に目新しいというか、顔ぶれが変わるわけではございませんけれども、これは2期目というのか、任期が2年でございますので、ちょうど2年ちょっと過ぎておりまして、新しい専門調査会ということでございまして、引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

御存じのように、平成15年7月に食品安全基本法に基づきまして「食品安全委員会」が内閣府の中に設置されまして、今、申し上げましたように2年ちょっと経っているわけでございます。

「食品安全委員会」は、寺田委員長以下7名の委員がおりまして、盆暮れは除きまして、毎週1回委員会を定例的に行ってきております。また、先生方を始めといたします、さまざまな専門分野におきまして御活躍の約二百名の専門委員から成る16の専門調査会が設置されておるところでございます。これは前期と全く変わりません。

このうち、先生方に御参加いただいております委員会は「遺伝子組換え食品等専門調査会」というものでございますけれども、遺伝子工学はもとより微生物とか生化学、あるいは免疫科学等の非常に幅の広い分野の専門委員の先生方から構成されているところであります。

「食品安全委員会」の最も重要な役割というのは、食品安全行政の基本であります食品の健康に対する影響を科学的に評価するリスク評価というところにあるわけでございますけれども、この専門調査会では、遺伝子を組換えて生産されます食品と食品添加物ということになりますけれども、これらの安全性確保のリスク評価を行っていただく非常に重要な専門調査会であるというふうに私どもは認識しております。これまでに引き続きまして、遺伝子組換え食品等の安全性につきまして、現在得られております幅広い知見を基に御議論いただきたくお願い申し上げる次第であります。

専門委員の先生方におかれましては、それぞれの分野でこれまでの御経験、あるいは御研究の成果などを今後の当専門調査会の調査審議に十分に活用していただきまして、私ども委員ともども国民の健康の保護が最も重要であるとの考えで、これは食品安全基本法の基本理念でございますけれども、この基本理念の下に「食品安全委員会」に対する国民の期待に応えられますように御協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。

どうかよろしくお願いいたします。

福田評価調整官 ありがとうございます。

本日は、池上専門委員、宇理須専門委員が御欠席でございます。

ただいま寺尾委員にごあいさつをしていただきましたが、2時から「動物用医薬品専門調査会」が開催されますので、そちらに出席されるため、途中で退席されますので、御了承いただきますようお願いいたします。

第32回調査会の議題ですが「(1)専門委員の紹介」「(2)座長の選出」「(3)専門調査会の運営について」「(4)その他」でございます。

初めに配布資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、議事次第、座席表に続きまして、資料1として「遺伝子組換え食品専門調査会専門委員名簿」。

資料2といたしまして「専門委員職務関係資料」でございます。

それでは、最初に「専門委員の紹介」から始めさせていただきます。

「遺伝子組換え食品等専門調査会」につきましては、今回10月1日の改選で全員再選されておりますので、お名前だけ読み上げさせていただきます。五十音順で失礼いたします。

五十君静信先生でございます。

今井田克己先生でございます。

小関良宏先生でございます。

澤田純一先生でございます。

澁谷直人先生でございます。

手島玲子先生でございます。

丹生谷博先生でございます。

早川堯夫先生でございます。

日野明寛先生でございます。

室伏きみ子先生でございます。

山川隆先生でございます。

山崎壮先生でございます。

渡邊雄一郎先生でございます。

それから、本日御欠席の池上幸江先生、宇理須厚雄先生にも専門委員を引き続きお願いしてございます。

続きまして、資料2「専門委員職務関係資料」の説明を多少させていただきます。本日お集まりの専門委員の方々は、引き続き専門委員でいらっしゃいますので、細かい説明は省略させていただきますが、幾つか念のため確認の意味で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、初めに23ページをお願いいたします。「4 専門委員の服務について」でございます。少しくどくなりますが、私の方から読み上げさせていただきますので御確認をお願いいたします。

「食品安全委員会の専門委員は、専門の事項を調査審議させるため内閣総理大臣が任命する非常勤の職員（食品安全基本法第36条）です。

専門委員は、非常勤の職員とはいえ、国家公務員法第2条の規定による一般職国家公務員ですので、国家公務員法の規定が適用され、同法の服務に関する規定を遵守しなければなりません。ただし、同法附則第13条、政令及び人事院規則の定めるところにより、同法の服務に関する規定のうち、服務の宣誓、政治的行為の制限、私企業からの隔離、他の事業又は事務の関与制限に関するものは適用されません。

ここでは、同法の服務に関する規定のうち、専門委員に適用されるものについて、簡単に解説します。

1 服務の根本基準（法第 96 条）

日本国憲法第 15 条第 2 項の規定の趣旨に則り、国家公務員法は服務の根本基準を定めています。

専門委員は、国民全体の奉仕者であって、食品関連事業者、関係団体等一部の国民の奉仕者ではないこと、公共の利益のために勤務すべきであって、いやしくも個人的な利益等のために勤務してはならないことに留意する必要があります。

2 法令及び上司に従う義務（法第 98 条第 1 項）

法治主義を実現するため及び行政機能が円滑かつ統一的に発揮されるため、専門委員は、法令及び法令を具現化する食品安全委員会又は会務を総理し委員会を代表する食品安全委員会委員長の、専門の事項の調査審議に係る職務上の命令に従うことが義務づけられています。

3 争議行為等の禁止（法第 98 条第 2 項）

一般に、国家公務員が集団で行う怠業（サボタージュ）その他の争議行為等は、業務の停滞を招き、公共の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあり、全体の奉仕者である国家公務員の地位の特殊性と相容れないことから、たとえ非常勤の職員であっても禁止されています」。

この点については、一言追加させていただきますと「争議行為等の禁止」は、皆様方が専門委員として行う場合でございますので、あまりないとは思いますが、それぞれの本職におかれまして、争議行為等を行うことは、それぞれ国家公務員の方は制限がありますけれども、国家公務員でない方については、特段制限がございませんので、念のため申し添えます。

「4 信用失墜行使の禁止（法第 99 条）

専門委員は国民の負託を受けて専門の事項に関する調査審議等に当たるものであり、専門委員が非行に及ぶときは、本人及び本人の職務に対する信頼はもとより、食品安全委員会の業務全体に対する信用を失い、ひいては、食品健康影響評価の円滑な実施等に支障を生じるおそれがあることから、国民の信用を損なう行為は禁止されています。

行為は職務に関連しているか否かを問いません。具体的には、飲酒運転、暴力・けんか、痴漢行為等が国民の信用を損なう行為に該当します。

5 秘密を守る義務（法第 100 条）

調査審議においては、専門調査会における審議の前に情報が外部に漏れることで円滑な食品健康影響評価等の実施に支障が生じる場合や、審議結果の決定後であっても他国又は

国際機関に関する非公開情報のようにそれを公にすることにより当該他国又は国際機関との信頼関係を損なう場合もあります。また、調査審議に際して得た個人情報、知的財産に係る情報等を漏らすことで、個人や法人の利益を損なう場合もあります。したがって、専門委員には守秘義務が課されています。

なお、守秘義務は、専門委員を辞めた後にも課せられます。

6 職務に専念する義務（法第 101 条）

専門委員は、職務の遂行を通じて国民全体の奉仕者としての使命を全うするものであることから、専門調査会の開催時間、各種の打合せの時間など所定の勤務時間内は全力を挙げて職務の遂行に専念すべきであるとされています。

7 服務に関する規定に違反した場合の処分（法第 82 条）

専門委員が国家公務員法に違反した場合には、同法第 82 条の規定により、免職等の懲戒処分となることもあります。懲戒処分は、同法第 84 条の規定により、専門委員の任命権者である内閣総理大臣が行います」。

以下、括弧書きになっておりますが、なお書きの部分も読まさせていただきます。

「なお、専門調査会以外の場において、専門委員としての立場からでなく、一専門家として食品の安全性の確保に関する個人的見解を公表することが、直ちに国家公務員法の服務に関する規定に違反し、懲戒事由になることはありませんが、この場合は、食品安全委員会の見解であるとの誤解を招かないよう留意する必要があると考えられます」。

具体的には、行政の代表して「食品安全委員会専門委員」の肩書でお話等をされるということは、事前に「食品安全委員会」の方から依頼されて各地の講演会等でお話をさせていただくときは別といたしまして、十分慎重にさせていただかなければならないということでございます。

少し戻っていただきまして、18 ページをお願いいたします。

この点については、もう皆様方くどいほどよく御存じだと思いますが、簡単にもう一度確認をさせていただきます。

食品安全委員会における調査審議方法等について

（平成 15 年 10 月 2 日食品安全委員会決定）

最終改正 平成 15 年 11 月 13 日食品安全委員会決定

1 組換え DNA 技術応用食品、農薬、添加物、動物用医薬品、特定保健用食品、飼料添加物、肥料等の審査申請者からの依頼等により申請資料等の作成に協力した者（以下、「申

請資料等作成者」という。)である委員又は専門委員が含まれている場合には、食品安全委員会及び専門調査会における調査審議及び議決は、次によるものとする。

(1) 申請者から申請資料等作成者のリストの提出を受け、申請資料等作成者に該当する委員又は専門委員がある場合には、委員長又は専門調査会の座長は、当該調査審議開始の最、その氏名を報告する。

(2) 申請資料等作成者である委員又は専門委員は、当該調査審議又は議決が行われている間、調査審議の会場から退室する。

ただし、当該委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、当該委員又は専門委員は、出席し、意見を述べることができるが、議決には参加できない。

2 組換えDNA技術応用食品、農薬、添加物、動物用医薬品、特定保健用食品、飼料添加物、肥料等の審査申請者からの依頼によらずに作成された資料であって提出資料として利用されたものの作成に協力した者(以下「利用資料作成者」という。)である委員又は専門委員が含まれている場合には、食品安全委員会及び専門調査会における調査審議及び議決は、次によるものとする。

(1) 申請者から、利用資料作成者のリストの提出を受け、利用資料作成者に該当する委員又は専門委員がある場合には、委員長又は専門調査会の座長は、当該調査審議開始の際、その氏名を報告する。

(2) 利用資料作成者である委員又は専門委員は、当該資料については発言することができない。ただし、当該委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、当該委員又は専門委員は意見を述べることができる。

3 1及び2の場合の他、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係(例えば、委員又は専門委員が、申請資料等作成者には該当しないが、資料作成に関係していた場合、当該申請者から研究費を受けている場合、当該申請者の役員等に就任していた、又は就任している場合)を有する委員又は専門委員は、委員長又は専門調査会の座長に申し出るものとする。この場合の審議及び議決については、1の(2)と同様とする。

4 以上の場合においては、その旨を議事録に記録するものとする。

以上でございますが、この場合で対象としておりますのは、申請者、普通は企業等からでございますが、個別の物品について申請が上がってきたと。その場合の調査審議につ

いて念頭に置いて作成しております。

また、それぞれの専門調査会ごとで考えておりますので、例えば本日お集まりの専門調査会の専門委員の先生方が、農薬ですとか添加物などの他の専門調査会で審議中の案件について、利害関係があるという場合には、直接これには該当しないということになります。ただ、いろいろと世間一般からの誤解を招かないように、そういったことがもしあるのであれば、あらかじめ座長に申し出ていただければ、無用な誤解や混乱を招くことはないと思います。

長くなりましたが「専門委員職務関係資料」について、事務局からの説明は以上でございます。

それでは、引き続きまして議題2「座長の選出」に入らせていただきます。

ただいまの資料2の15ページでございますように「②食品安全委員会専門調査会運営規程」によりまして、各専門調査会には座長を置き、座長は専門委員の互選により選任するものと定められております。本調査会においても、座長を決定させていただきたいと思っておりますが、どなたか座長をお引き受けいただける方、あるいは座長として適当な方の御推薦をお願いいたします。

どうぞ、お願いいたします。

小関専門委員 前回のクールでも座長をしていただいた早川先生が、御経験の上でも豊かでいらっしゃるの、よろしいかと私は思います。

福田評価調整官 室伏先生は、いかがですか。

室伏専門委員 私も同じように、早川先生を御推薦申し上げようと思っておりました。

福田評価調整官 ただいま小関専門委員、室伏専門委員から早川専門委員を座長にという御推薦のお言葉がありましたが、そのほかどなたかございますでしょうか。

それでは、早川専門委員に座長をお願いするということで、皆様よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

福田評価調整官 それでは、皆様の御了解が得られましたので「遺伝子組換え食品等専門調査会」の座長を早川専門委員をお願いさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたしますが、お引き受けいただけますでしょうか。

早川専門委員 はい。

福田評価調整官 ありがとうございます。

それでは、申し訳ありません。座長席にお移りいただきまして、一言ごあいさつをお願い

いたします。

(早川座長、座長席へ移動)

早川座長 それでは、御指名にあずかりましたので、引き続き座長の任に当たりたいと思います。

先ほど、寺尾委員からお話がありましたように、大変重要な専門調査会でございますし、責任は大変重いものだというふうに思っておりますので、気も重いものがあります。何かと行き届かない点多いかと存じますけれども、先生方の御協力を得まして、この専門調査会が必要な任務を果たせるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

着席させていただきます。

それでは、早速でございますが、議題3に入らせていただきます。

先ほど、御紹介ございました資料2の15ページの「食品安全委員会専門調査会運営規程」の第2条の5項の規程に基づきまして、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理することとされておりまして、私といたしましては、引き続き澤田専門委員に座長代理をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

澤田専門委員 御指名いただきまして、非力とは存じますけれども、謹んでお受けさせていただきますと思います。よろしくお願い致します。

早川座長 それでは、引き続き本「遺伝子組換え食品等専門調査会」の座長代理を澤田先生をお願いしたいと思います。

それでは、議題4の「その他」について、事務局から何かございますでしょうか。

福田評価調整官 議題としては、特にございません。

先ほど御説明しました資料2の「専門委員職務関係資料」について、もし何か御疑問等がございましたら、この場でお答えをさせていただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。特段なければ、また後日改めてでも個別に御紹介をいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

早川座長 それでは、これで第32回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を終了させていただきます。

引き続きまして、第33回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を行います。これは、何時からにいたしまししょうか。

吉富課長補佐 2時半ぐらいでお願いしたいと思います。

早川座長 では、2時30分から非公開で開催いたしたいと思います。
どうもありがとうございました。